

Title	年金法に依る減価銷却に就て池田実氏に答ふ
Sub Title	
Author	三邊, 金蔵
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.7 (1917. 7) ,p.917(75)- 925(83)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170701-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

■ 著名二の係關局時 ■

(版七第)

最新財政學

慶應義塾大學教授法學博士 堀江歸一著

堀江博士の財政學は出版當初に古今歩の定評あるもの、既に版を重ねること六回に及ぶ。而して其間常に改訂を
加へりしが、今回第七版の發行に際し全卷に亘りて大訂正を受け全然面目一新せしむ。書中論ずる所は國家財政の
本質より國家經營・收入・支出適合・會計豫算・財政行政の諸項目に及ぶ、殊に租税・公債等の重要項目に就ては内外諸國
の歴史を參照して實際問題を論述したるを以て、一讀財政の學識と實際とを明かならしむることを得べし。され
ば本書は好學研究の絶好參考書たるべく、また我國財政當局問題たる税制改革公債整理の方案を案出する好箇の材料
たるべきを信ず。

布裝全一冊
定價
參圓五拾錢
送料
金拾六錢

(刊新最)

本國經濟事情研究

神戸高等商業學校教授 内池廉吉著

著者彼地に留學すること前後二回、僅に千九百十七年彼地世界大恐慌の際には親しく變態裡に在りて之を研究し、最近
破天荒の經濟的活潑を始むるや就てまた研究すること二年に及ぶ。其の草越せる識見と的確なる新案とは蓋し斯界の
權威といふべし。本書は第一編に於て米國に於ける經濟的並に政治的思潮の變遷を説き、日支排斥の眞相を闡明し
て之が歸趨に及び、第二編に於ては同國近時の財政金融の狀態を詳述し、第三編に至りては同國の主要物産たる棉花並に
穀物の取引組織に關する諸問題を論じ併せて「トラス」に對する深刻なる評論を試む。今や世界の經濟市場は米國
の獨佔するものなり。

布裝全一冊
定價
壹圓八拾錢
送料
金拾貳錢

雜 錄

年金法に依る減價銷却 に就て池田實氏に答ふ

三邊 金 藏

昨年五月余は「年金法に依る減價銷却を論ず」と題せる一文を草し、本誌第十卷第六號に之を掲載し置きたり。然るに大阪高等商業學校教授池田實氏は、本年一月及四月の「商業及經濟研究」誌上に公にせられたる「經濟上より見たる減價償却法」なる論文の一端に於て、偶々余の彼の一文に論及せられ、左の如き觀察を下されたり。

三邊氏ノ説ニ從ハンカ、或ハ償却額中ニ利

第十一卷 (九一七)

雜 錄

年金法に依る減價銷却に就て池田實氏に答ふ

第七號

七五

子ヲ算入スルノ理由ヲ説明スルニハ足ルナラ
ンモ、果シテ幾何ノ利子ヲ算入シテ可ナリヤ
且又其利子ヲ資産勘定口座ノ借方ニ記入シ、
資産價格ヲ増大セシムルハ果シテ如何ナル必
要ニ出デタルモノナリヤノ點ニ至ツテハ之ヲ
説明スルコト能ハザルベシ。
今説明ノ便宜上、余ノ例ヲ採リ氏ノ説明ヲ
之ニ適用センカ、恐ラク左ノ結果ヲ生ズルナ
ラン。乃チ毎年同一ナル效力ヲ有スル機械ヲ
一千圓ニテ買入ルトハ、言ハハ毎年百二十九
圓五十錢ノ金額ヲ支拂フニ換ヘテ、年五分ノ
利率ニテ現在價格ニ換算シ、一時ニ之ヲ豫納
シタルモノト見テ差支ナシ。更ニ此豫納金ヲ
分解セバ、
として其分解を示されたる後、
斯ノ如ク三邊氏ノ説明ヲ以テセバ、毎年收益
ニ賦課ス可キ、一二九、五〇中ニハ第一年目
ニハ利子六、一七。第二年目ニハ一二、〇四

町路淡區東市阪大 館 文 寶 町石本區橋本日市京東
(番三四阪大替振) (番〇八二京東替振)

第三年目ニハ一七、六三……ヲ含メルモノト認ムベキナルニ、所謂年金法ノ換算ニヨレバ第一年目ノ償却金中ニハ利子五〇圓、第二年目ニハ四六、二〇錢ヲ包蓄セルモノニシテ、右ノ表ヲ全然顛倒シタルモノニ恰當スベク、年金法ト三邊氏ノ説明トノ間ニハ、確カニ此點ニ於テ一大齟齬ヲ來スベシ、云々

依是觀之、池田氏が余の説を排せらるゝ理由は、(一)銷却額中に算入すべき利子額果して幾何なりや明かならざること、(二)利子を資産勘定口座の借方に記入し資産價格を増大せしむるは如何なる必要に基くものなるや明かならざること、及び(三)普通の年金法と余の説明との間には一大齟齬の存在すること、の三點にあるが如し。因つて以下是等の點に就て聊か辨明を試み、以て自説の池田氏の一撃に依りて倒るゝものにあらざるを立證せんと欲す。

先づ第一の點に就きては、余は池田氏が何故

の始めに於て當該資産勘定口座の借方に存在する豫納金額に對する利子収益として各期間に配當計算するを當然とすといふにあるなり」と説けるものに外ならざればなり。

然れども翻つて之を考ふれば、池田氏が算入を問題とし、余が寧ろ控除を以て問題とする其相違の由つて來る原因は、必しも釋ね得ざるものにあらざるが如く、而して議論の焦點は寧ろ此點に在るが如し。蓋し池田氏は企業利潤と其中に含まるゝ資本利子とは之を分別するを可とすとの見地より、持續的生産財に投せられたる資本に對し毎年利子を計算して之を銷却額中に算入するを正當とすとせらるゝに對し、余は會計學者が一般に此方法を非難して、利子は其が實際に收得せられたる場合に於てのみ是を計上すべし、實際に收得せられざる利子を想定して是を消耗資産に投下せられたる資本に附するとせば、他の資産に投下せられたる資本にも亦た

斯る疑問を提出せられたるや、其理由を知るに苦まざるを得ざりき。何となれば余は彼の一文に於て減價銷却額中に果して幾何の利子を算入すべきやを問題として取扱たることなく、強ひて之を言へば、寧ろ反對に減價銷却額中より幾何の利子を控除すべきやを取扱ひたるものに外ならざればなり。一層精確に言へば余は年金法に依る減價銷却に於て「各會計年度末に於て、該會計年度内の未銷却額に對して附する利子を計算して、減價銷却の割當額を定むる其一方に於て、又直ちに之を利子勘定に移して収益の一部に加ふるは何故なりや」其理由こそ問題の中心點を作すものなれと言ひ、次で從來の説明の十分ならざるを述べ、然る後に自ら其理由を覓めて「素と此方法の趣旨とする所は……各の期間に支拂ふ可き金額を以て其各の期間の減價銷却額となすを當然とすると共に、他方に於ては豫納に依りて收得したる利益は、各期間

之を附すべきなり」と説く其主張を眞に道理なりとして是認し、其立場より新たに減價銷却の一方方法たる年金法の趣旨を解説し、合せて是を適用すべき正當なる範圍を限定せんと試みたる其見地の相違こそ應て彼の相違を生みたるものに外ならずと謂ひ得可ければなり。

然らば余は何故に會計學者の説を眞に道理なりとして是認したるや。是は次で起る問題にして、其理由を述べらるは應て池田氏の第一問に答ふる所以なるべしとして、試みに之を述べれば凡そ一定資本を投じて一定企業を創設するは、一方に於て其一定資本が當時の情況の下に於て利子の形にて齎す可き利益を犠牲に供する代りに、他方に於て其同じ資本を巧に運用利殖して企業利潤の形に於て、其効用を享受せんとするものに外ならずと謂ひ得可し。故に眞に所謂資本的利得なるものと、企業的利得なるものとを分つを可なりとせば、其資本的利得なるものは

企業に投せられたる一切の資本に就きて之を計算すべきにして、決して其資本が取れるところの形體如何に依りて彼此の別を立て、此には利子を計上し、彼には利子を計上せず、と云ふが如き差別をなす可きにあらざるなり。何となれば若し恣まに斯の如き區別を立て、彼此の間に差別を設くるに於ては、資本的利得と企業的利得とは、到底眞に分別せられたりと謂ふを得ざるべきや、言ふまでもなければなり。然るに従來の年金法減價銷却に於ては、此爲す可からざる區別を取てして、固定資本には利子を計上すれども、流通資本には之を計上することなかりしなり。會計學者が或は統一を缺くと謂ひ、或は論理の一貫を缺くと謂ひて、此方法を非難するは、即ち斯る理由に基くものにして、必しも池田氏の言ふが如く、手数の煩鎖なるを厭ふが爲にはあらざるなり、而して余の此説に左袒せんと欲する所以も亦た此理由に依據するものに

外ならざるなり。

然れども、池田氏に公平ならんが爲めには、議論を此所に止む可からざるが如し。蓋し池田氏の意は竿頭更らに一步を進め凡ての資産に對して利子を計上せんとするに在るが如くなればなり。乃ち更らに此場合に就て考ふるに若し池田氏の意が凡ての資産に對し、同一利率にて利子を計上すといふにあるならば、其は眞に能く前述の非難より脱して安固なる地步の上に立つものと謂ふ可く、随つて何人も再び彼の點より池田氏の説を難する者は無かる可し。然り何人も彼の點より池田氏の説を難するを再びすると無かるべしと雖も、併し夫れと同時に、池田氏の提唱せらるゝ所が畢竟無意義に了ることなきや否やを危む者、果して無かる可きや。余は必しも其之れ無きを保せざるなり。何となれば既に一切の資本に對し其取るところの形體如何に關せず、悉く利子を計上するものとせば、先

づ各個の形體に於ける資本に對し其各の利子を算出し、然る後に企業的利得と資本的利得とを區別するの手段に出づるは、求めて手数の煩鎖を増す以外、果して何の實益あるべきや疑なきを得ざればなり。

以上は専ら資本的利得と企業的利得とを分別するを可とするの理由より、減價銷却額中に利子を算入す可しと説く世論に對して、吾人の所信を披瀝したるものなるが、此所言は移して以て投入資本の利子も亦た生産費の一部を形くるものなりとの見地より同様の主張をなす者に對しても、同じく拮抗し得可けんなり。何となれば此場合に於ても、計上すべき利子は、一部資本の利子にあらずして、當該生産に參與せる凡ての資本の利子たる可ければなり。

池田氏の疑とせられたる第一點に對する辨明は略ぼ叙上の如くなりとして、次に第二の利子を資産勘定口座の借方に記入し、資産價格を増

大せしむるは如何なる必要に出でしやとの疑問に移らんに、此點に就ては、余は前に極めて簡單ながら其理由を述べて、範例に示せるが如き記入法は専ら各期の計算を容易ならしめんが爲めに存するものに外ならず、と説き置きたり。然れば今池田氏の重ねて此點を問はるゝに際しても、所詮は池田氏の注意を再び彼處に請ふの外別に他の手段を有せずと雖も、私かに池田氏の斯く問はるゝ眞意を推測するに、氏は此手續を以て、是は減價銷却中に未銷却額に對する利子を算入する必要より當然發生するものにして是を外にしては到底其理由を語り得るものにあらずとせられ、是に依據して一面余の説明を難せらるゝと共に、他面氏自らの説を擁護せんと企てらるゝもの、如くなれば、今暫く池田氏の前立ちて、此方面より私見を再述する所あらんに、余は彼の手續を以て、減價銷却額中に未銷却額に對する利子を算入せんとする其必要よ

り生れ出たるものなる可きを、必しも疑はんと欲する者にあらず。是は余の此處に喜んで承認せんと欲する所なり。然れども夫れと同時に、余は若し彼の手續にして其以外の場合に適用し得ざるものならば、其は當然全廢せらるべきものなりと主張せんと欲す。何となれば減價償却額中に利子を算入するの不當なるは前段所述の如くにして、而して此手續は此不當なる思想に

憑據するの外、他に存續するの理由なきものとなればなり。然れども余は此手續を生める思想精神を排するの故を以て、此手續其ものをも合せて之を排せんとするは、其が他に利用の途存する限り、必しも嘉す可きものにあらざるを思へり。而して余は此手續は、余の前に述べたるが如き場合に限りて之を用ゆれば、猶ほ利用の途あるを見たり。於是乎、余は此捨てらる可かりし手續を捨てず、却つて是に盛るに新しき精神を以てし、因つて之を世間に役立たしめんと

於て存在する豫納金額に對する利子に外ならずとして

初年	一、〇〇〇、〇〇〇の五分	五〇、〇〇〇
二年	八一九、〇〇〇の五分	四〇、九五
三年	六二八、九五の五分	三一、四五
四年	四二九、四〇の五分	二一、五〇
五年	二一九、九〇の五分	一一、一〇

の如く割り當て、従つて夫れに當該年度の収益に加算するを以て理の當然とすと云ふにあるなり、云々

と説き置きたり。然れば余は池田氏が、一言も此點に於ける余の説明に論及せらるることなくして、遽かに余の説明を以てしては、從來の年金法と全く反對なる結果に歸着し、此處に一大齟齬を來す可し云々と、説き去れたるを見て、一度は事の意外なるに驚ざるを得ざりき。然れども此點に於ける氏の説を讀むこと二度三度なるに及びて、氏の意は汝の彼の説明の如きは全く顧るに足らざるものなり、何となれば假りに

試みたり。即ち余が此手續を前述の如く解したる所以の眞意にして、池田氏の恕察を乞はんと欲する所なり。識らず、如きは之れ新しき酒を舊き革囊に盛るの類なる乎、抑も亦た廢物利用の類にして、利用厚生の一端たる乎を。

却説最後に池田氏の難詰せられたる第三の點に就ては、余は舊稿の一端に於て一例を假設して

今、五ヶ年間毎年二三一圓宛を支拂ふに換へて土地家屋の使用權を享受する約束なりとすれば五ヶ年間の使用料は一、一五五圓なる可し。然るに五分の利率にて此年金の現價を算出し豫納するとせば、其金額は一、〇〇〇圓にして、差引一五五圓の割引を得可し。然れば此場合に於て年々の収益に課す可き減價償却額は二三一圓とするを原價計算其他の必要上當然とすると共に、他方に於て割引に依りて得たる一五五圓の利益は、各年度の始めに

汝の説明に従ふとすれば、其計算は斯の如くなる可き筈なりとして、氏自ら運算の勞を探られたる豫納金分解表(數字も意味も共に異れども余の掲げたる前例に引直して言へば初年一一圓一〇に始まり五年五〇圓に終る表と思へば略ぼ可なり)を示され、然る後に此故に汝の説明は從來の年金法と此點に於て確かに齟齬するものなりと言はるゝにあるなるべきを推察し得たり隨つて余の此處に答ふるを必要とするは、余が何故割引に依りて得たる利益を、彼の如く各年次に割り當つるを正當とせるや、其理由に外ならざるべきを思ふに至れり。因て今暫く之を説かんに、先づ五ヶ年間毎年末に於て二三一圓宛の使用料を支拂ふ可き者が、五分の利率にて換算したる此年金の現價壹千圓を即時に納入するに依りて、年々幾何の利子を損失する計算となるやと考ふるに、假りに此者が其同じ金額を斯く使用せずして、同じく五分の利率にて他に投

資し置き、毎年末に至りて二二二圓宛引出し、其年々の使用料を支拂ひ行くものとせば、其計算は

元利合計	利子
初年 一、〇五〇、〇〇	五〇、〇〇
二年 八五九、九五	四〇、九五
三年 六六〇、四〇	三一、四五
四年 四五〇、九〇	二一、五〇
五年 二三一、〇〇	一一、一〇
計 一五五、〇〇	

にして、合計一五五圓の利子を收得し得可きなるに、然るに實際には一、〇〇〇圓を即時に納入するに因りて此利益を享く可き途を失するが故に、結局即納に依りて蒙る各年の損失は、逐次に五〇圓。四〇圓九五錢……なりと謂はざる可からざるに至る。然れども更らに再び實際に立ち歸りて之を見れば、計算上に生ずる此損失は、割引の形にて享くる利益一五五圓に依りて實際に補償せらるることとなるが故に、而して

割引の因て生ずる趣旨目的は一に全く此補償に在りと解して差支なきが故に、余は、余が假設したる場合の如きに於て、割引に依りて得たる利益を各年に割り當つるには、既述の如く、初年度五〇圓……五年度一一圓一〇錢とすること寧ろ事の實際に適合せるものにして、之を目して不當とすることを却つて不當なれと謂ひ得可しと信ず。余が舊稿に於て彼の如き計算を立たるは、全く之が爲めにして、要は割引に依りて享くる利益は、實際に支出したる金額に對して生ずる利子損失の補償に外ならざれば、是が割り當ても亦た之に準ず可きものなり、と解するに出づるものなるなり。即ち今敢て池田氏の認容を庶幾せんと欲する所なるが、更らに他方面より之を見れば、彼の如き場合は又た或は之を解して、甲は一方に於て毎年二二二圓宛の使用料を乙に支拂ふに對し土地家屋の使用権を享受すること約すると共に、他方に於て年五分の利

率にて金壹千圓を乙に貸付け、各年度の末に於て乙をして其年の使用料を之より差引しむることを約したる場合に等しと謂ひ得可きかと思惟す。而して然るときは各年の利子収益を逐次に前の如く計算するの當然たること更らに一層明瞭なる可しと思惟す。若し果して然らんに又た借りて以て余の彼の計算に對する傍證たらしむるに足らん也。

却説以上述ぶる所に依りて、余は池田氏の難ず可き點とせられたる三ヶ條に對し、略ぼ辨明を了したりと思惟するを以て、今や正さに擲筆せんとするに當り、此處に一言を附加して池田氏に謝せんとするは、余が舊稿に於て自ら言はんと欲して終に能く言ひ得ざりし點を、池田氏の批評に依りて稍詳細に説き得るの機會を得たることにして、此一事は池田氏の説に服すると否とに關らず、余の強く表明せんと欲する所なり。池田氏幸ひに之を諒せよ。(五月底日稿了)

グリーン英國史の最新版に就て

占部百太郎

グリーンの小英國史 Short History of the English People の初めて發行せられたのは一八七四年の事であるから、今より四十三年の昔である。我國でも舊くから歴史或は英語の教科書として用ひられ、人口に膾炙して居る程の古い著作であつて、夙に英米では何々叢書の中に編入せられて、クラシックと看做されて居る。既に一方古文として取扱はれつゝある此小國民史が昨夏グリーン未亡人に依て大に増補改訂せられ新装を凝らして學界に復活したる一事は、少なからず讀史界の注意を惹いた。舊版は一八一